

全ての道府県で最低賃金の答申がなされました。全国加重平均額は1,121円となり、大分県は昨年から81円UPの1,035円に決まり、年明け1月1日からの改定施行予定です。



「問題社員対応の相談が増えていませんか?」「解雇が無効となるパターンや企業が不利になるケースを事例や判例に基づき使用者側労務問題に精通した弁護士が社労士に解説します!」とのセミナーが9月5日に大分市でありました。少人数での講習会でしたが内容はとても充実。①~⑩の事例の中で印象に残ったのは⑩「無効となる退職届のケース」です。栃木県の50歳前後の公務員が双極性障害(そう状態

「問題社員対応の相談が増えていませんか?」「解雇が無効となるパターンや企業が不利になるケースを事例や判例に基づき使用者側労務問題に精通した弁護士が社労士に解説します!」とのセミナーが9月5日に大分

え!退職届が無効に? 労務トラブル どうすれば防げる

とうつ状態が交互に出現)で「復職は困難で退職しか選択肢はない…」と考え、出した退職願は「自由な意思に基づくものとは言えない」と無効にしました(令和5年3月29日宇都宮地裁判決)。無効にならない「退

職勧奨」のポイント
は脅さず、騙さず、
複数の選択肢(割増

退職金・在籍の場合は懲戒処分や配転等)を提示して、本人に選ばせるのが最も安全。民事裁判の8割は和解で終結し、裁判官の半分は女性になった今、労務トラブルが起きる前の相談が大切ですね。



「立法事実」という言葉をご存じですか?ネットで調べるとAIによる回答がすぐ出てきます。「法律等の根拠となる社会的な事実を指しその必要性や正当性を裏付けるもの」です。当豆ニュース8月号(No.392)で「公認騙し『資格商法』の一例として特定行政書士」

屋上屋架す『特定書士』いつまで無意味資格 続けるの

をお知らせしましたが、日行連が発行する日本行政9月号に「特定行政書士の業務範囲の拡大」との書士法改正の記事が出ています。11年前に「行政書士が“特定”という“刀”を持った」というキャッチ・コピーで

高額受験料を取る資格商法を創設しましたが、今日まで実績0。立法事実がなかった事の証明です。今回の改正は「行政書士が作成した許認可等の書類」を「作成することができる」に拡大、直接

関与していなかった事案についても申立代理できるとし「研

修等の実施を目指す」との事。許認可申請は「様式行為」といって定まった手続き行為で、行政不服申立とは馴染みません。

屋上屋を架す騙し商法と言えます。



【臨時休業のお知らせです】来月10月22日(水)は職員研修のため、当事務所は臨時休業とさせていただきます。恐れ入りますが、当方代表電話(0977-23-5463)に電話して頂ければ、翌日の対応となりますが、こちらからご連絡差し上げます。

